5　建設労働者認定訓練コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主又は中小建設事業主団体等（以下これらを総称して「中小建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する者であること。

イ　（略）

ロ　その雇用する建設労働者に対し、認定訓練を受けさせ、かつ、当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該認定訓練を受けさせる期間について支払う中小建設事業主であって、雇保則第百二十五条第二項に規定する人材開発支援コース助成金（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に係るものに限る。）又は同条第六項に規定する特別育成訓練コース助成金（同項第一号イに該当する場合に係るもの（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に係るものに限る。）に限る。）（以下「人材開発支援コース助成金等」という。）の支給を受けるものであること。

二　（略）

6　建設労働者技能実習コース助成金は、第一号に該当する建設事業主又は建設事業主団体等（以下「建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる建設事業主等に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該技能実習を受けさせた建設労働者一人につき、七千六百円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、九千三百五十円）（特定小規模建設事業主にあっては、八千五百五十円（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、一万五百五十円））に、当該技能実習を受けさせた日数（一の技能実習について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額

7・8　（略）

附　則

1　（略）

（削る）

5　建設労働者認定訓練コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主又は中小建設事業主団体等（以下これらを総称して「中小建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する者であること。

イ　（略）

ロ　その雇用する建設労働者に対し、認定訓練を受けさせ、かつ、当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該認定訓練を受けさせる期間について支払う中小建設事業主であって、雇保則第百二十五条第二項に規定する人材開発支援コース助成金（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に係るものに限る。）又は同条第七項に規定する特別育成訓練コース助成金（同項第一号イに該当する場合に係るもの（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に係るものに限る。）に限る。）（以下「人材開発支援コース助成金等」という。）の支給を受けるものであること。

二　（略）

6　建設労働者技能実習コース助成金は、第一号に該当する建設事業主又は建設事業主団体等（以下「建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる建設事業主等に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該技能実習を受けさせた建設労働者一人につき、六千六百五十円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、八千四百円）（特定小規模建設事業主にあっては、七千六百円（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、九千六百円））に、当該技能実習を受けさせた日数（一の技能実習について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額

7・8　（略）

附　則

1　（略）

（建設労働者技能実習コース助成金に関する暫定措置）

2　岩手県、宮城県又は福島県の区域内に所在する事業所の中小建設事業主等に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給に係る第七条の二第六項二号イの適用については、当分の間、同号イ⑴中「経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額）の五分の四（中小建設事業主のうちその雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下このイ及びロにおいて「特定小規模建設事業主」という。）にあっては四分の三（生産性要件に該当する特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うものにあっては十分の七（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては、二十分の九（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては五分の三））」とあるのは「経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額。以下同じ。）（中小建設事業主（その雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下このイ及びロにおいて「特定小規模建設事業主」という。）を除く。）にあっては、経費の額の五分の四）」と、同号イ⑵中「負担した